

これまでの台湾の輸入規制措置の概要 (～令和7年11月20日)

台湾当局は、5県（福島県、茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県）産の全ての食品（酒類を除く）について、放射性物質検査報告書の添付を要求。

また、全ての日本産食品（酒類を除く）について、産地証明書の添付を要求。

【証明書発行対象・内容】

必要な証明	品目	地域
放射性物質 検査報告書 及び 産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	福島、茨城、栃木、群馬、千葉
産地証明書	全ての食品（酒類を除く）	47 都道府県

※日本で出荷制限措置がとられている品目は引き続き台湾への輸出もできない。